

Title	律令裁判制度における天皇と太政官：上訴及び直訴の制をめぐって
Sub Title	Tenno (天皇) and Dajokan (太政官) on the ritsuryo (律令) trial system
Author	長谷山, 彰(Haseyama, Akira)
Publisher	三田史学会
Publication year	1999
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.69, No.1 (1999. 8) ,p.1- 23
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19990800-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

律令裁判制度における天皇と太政官

—上訴及び直訴の制をめぐって—

長谷山 彰

はじめに

律令裁判制度においては当事者が判決に不服であれば上級官司に上訴することができ、最終的に太政官に至っても確定判決が得られない場合、天皇に上表して訴えることが認められている。このことは司法制度における天皇の権限を考える上で重要な意味を持っているが、実際に天皇へ上訴する場合の具体的な手続については必ずしも明らかではない。特に訴訟当事者が差し出した上表文が太政官を経由したかどうかは天皇と太政官の司法制度における位置関係を考える上で一つの手がかりとなるが、この点についても確かな規定がないうえに『令集解』諸説の解釈も分かれており、実態は定かでない。

またこれに関連して律令裁判制度において裁判審級を

越えた天皇への直訴が認められていたかどうかも問題となる。仮に天皇への直訴が制度上認められていたならば、通常の上表による上訴手続に太政官が介入していたとしてもそれほど深刻な影響はないが、逆に天皇に対する直訴が認められず、太政官が実質的に最終裁判所として機能していたのであればその裁判制度上に占める地位はかなり高いことになるからである。

それらの問題を考える上で必要とされるのは日唐の裁判制度の比較という方法である。上訴や直訴に関する条文は獄令や公式令に置かれているが、日唐の対応条文を比較するとかなりの相違が見出される。特に唐律令では皇帝に対する直訴が明文で認められているのに対して日本律令では規定の有無すら明確になっていない。そのためか従来の日本法制史の概説書類では唐の直訴制につい

て触れられることはあつても日本のそれについて正面から取り上げることはほとんどなかった。それゆえに、日唐の制度を比較検討することが問題解決の一つの糸口になりうると思われる。

そこで以下に日唐条文の比較を中心に右の問題点について若干の考察を試みることにしたい。

一 公式令に規定する裁判上の上表

まず律令における上表一般の種類についてみると職制律称律令式条に

凡称律令式不便於事者、皆須申太政官、議定奏聞。

若不申議、輒奏改行者、徒二年。即詣闕上表者不坐。

とあり、律令格式の条文に不便のことがあり改正すべき場合には太政官に申上するのが原則であるが、ほかに上表によつて直接天皇に進言しうることが知られる。

次に選叙令官人致仕条に

凡官人年七十以上、聽_二致仕_一。五位以上々表。六位

以下申_二牒官_一奏聞。

とあり、五位以上の者が年七十以上となり致仕を願う場合には上表すべきものとされている。

また儀制令祥瑞条には

凡祥瑞_レ應見、若麟鳳龜竜之類、依_二函書_一合_二大瑞_一者、隨即表奏。

とあり、祥瑞が出現した場合、それが大瑞に該当するものであれば上表して奏するものと定められている。

これらに対して裁判上の上訴の性格を持つ上表については公式令訴訟条に規定がある。

凡訴訟、皆從_レ下始。各經_二前人本司本属_一。若路遠及事礙者、經_二随近官司_一断之。断訖訴人不_レ服、欲_二上訴_一者。請_二不理状_一、以_レ次上陳。若經_二三日内_一不_レ給、聽_二訴人錄_一不_レ給官司姓名_一以_レ訴_上。官司准_二其訴状_一、即下_二推不_レ給所由_一、然後断決。至_二太政官_一不_レ理者、得_二上表_一。

ここでは訴訟は原則として前人の本司本属において開始すべき事、上訴する場合には順次上級官司に訴えるべき事、太政官に至つてなお確定判決を得られない場合には天皇に上表して判断を求めうることなどが述べられている。

ところで右の条文は唐公式令の当該条文を継受したものである。『唐令拾遺補』公式令四〇に

諸諸辞訴、皆從下始。先由本司本貫、或路遠而躋礙者、随近官司断決之。即不伏、当請給不理状、至尚

書省、左右丞為申詳之。又不伏、復給不理狀、經三司陳訴、又不伏者上表。受表者又不達、聽搗登聞鼓。若俾独老幼、不能自申者、乃立肺石之下。（若身在禁繫者、親識代立焉。立於石者、左監門衛奏聞。搗於鼓者、右監門衛奏聞。）

とあつて、同条前段では訴訟は下級官司から開始されるべき事、判決に不服の場合は不理狀の給与を受けて上訴し、尚書省へ至つてなお判決に不服である場合には三司を経て陳訴し、さらに不服であれば上表して訴えることができる」とされている。日唐兩令を比較すると日本令は基本部分で唐令を継受しているとみなしうるが、手続の詳細にわたつて比較すると兩者の間には大きな差異が見出される。

第一に日本令では太政官に至つてなお判決が確定しない場合、直ちに天皇に上表して訴えることができるが、唐制では日本の太政官に相当する尚書省の判決に不服の場合、皇帝に直接上表し得るのではなく三司陳訴を経て初めて皇帝への上訴が認められる。

第二に唐令では条文の後段の規定によつて、上表による上訴を受理した官司が抑留して皇帝に達しないときに登聞鼓や肺石の制を通じて当事者が皇帝に直訴する道が

開かれているが、日本令ではこれに該当する規定はみられない。

第二の点については次章で詳しく述べることにし、ここではまず第一の点について検討したい。上表による訴えについては唐令では右の条文のほかに『唐令拾遺補』公式令四一にも関連規定がある。同条には

諸有事陳意見、非為訴訟身事、欲封進者、並任封上、舍人受得即奏。不須開看、其上表訴者、每日令御史一人、共給事中・中書舍人對受、若告言官人害政、及有抑屈者奏聞。自外依常法。

とあり、皇帝に意見を述べる場合、その内容が自己一身に関わる訴えではなく政治上の意見封事であれば中書舍人が受理して開封せずに皇帝に奏するが、訴訟を内容とする上表であれば、毎日御史一人が給事中、中書舍人とともに受理して審理し、内容が官人の害政抑屈に関するものであれば奏聞し、以外は常法により裁判するものとしている。この後半部分が前掲の『唐令拾遺補』公式令四〇条の三司陳訴を経て上表する場合の具体的手続を述べたものと考えられる。つまり四十一条では皇帝の政治に関する意見封事で密封のまま奏される上表と、訴訟を内容とする上表で三司が開看して取り扱いを判断するも

のを區別して規定しているのである。

但し公式令四〇条が「三司を経て陳訴し、又伏せざれば上表せよ。」とし、三司による審理判決に不服である場合にさらに上表によつて皇帝に上訴しうると規定するのに対して、公式令四一条では「其れ上表して訴えらば、毎日御史一人をして給事中、中書舎人と共に對して受けしめよ。」としており、これによれば三司がまず上表を受理して審理するかのようである。前者は『大唐六典』卷六刑部郎中員外郎条によるものであり、後者は『令集解』公式令陳意見条に引く唐令文によつて仁井田陞氏が復原されたものであるので両者の間に条文復原上の齟齬がある可能性も考えられるが、現実には四十条の上表も三司会審を経て皇帝に達していたと考えられる。『故唐律疏議』鬪訟律越訴条の疏議には

依令。尚書省訴。不得理者。聽上表。受表。恒有中書舎人給事中御史三司監受。若不於此三司上表。而因公事得入殿庭而訴。是名越訴。

とあつて、尚書省の判決に不服で不理状を得た場合上表が許されるが、その上表は三司が監受する必要がある、もし三司を経ずに他の公事を口実として皇帝所在の殿庭に入り、その機会を利用して皇帝に訴えれば越訴とみな

すとしている。これによれば自己一身に関わる訴訟であつて皇帝に上訴しようとするものも三司会審を経ることは明らかである。結局、公式令四一条は同四〇条に定める尚書省の判決に不服で上表して皇帝に訴える場合の手続をより具体的に説明したもので、上表による訴えは三司会審を経たのちに皇帝に達していたとみなすことができる。

裁判上三司が会して審理を行ったことは『大唐六典』の他の記載からも知られる。『大唐六典』卷九中書省中書舎人に

凡大朝会、諸方起居、則受其表状而奏之、(中略)

凡察天下冤滞与給事中及御史三司、鞠其事。

とあり、中書舎人は給事中、御史とともに天下の冤滞を鞠することが知られる。同様に『大唐六典』卷八門下省給事中には

凡国之大獄、三司詳決、若刑名不当、輕重或失、則援法例退而裁之。(中略) 凡天下冤滞未申、及官吏刻害者、必聽其訟、与御史及中書舎人、同計其事宜而申理之。

毎日令御史一人、共給事中中書舎人受詞訟。若告言官人事害政者、及有抑屈者、奏聞。自外依

常法。

とあり、国の大獄は門下省給事中を含む三司が詳決し、天下の冤滞にして未だ申訴されざるもの及び官吏の害政は必ず訴訟することを許し、給事中が御史及び中書舎人と共に審理するものとしている。さらに『大唐六典』卷十三御史台侍御史に

凡有制勅付台推者、則按其実状以奏、若尋常之獄、

推訖、断于大理。(中略)

凡三司理事、則与給事中中書舎人、更直於朝堂受表。とあつて、裁判上の上表の場合、御史台の侍御史が門下給事中、中書舎人とともに朝堂において上表文を受理するものとされている。以上によって、唐制においては尚書省において不理の場合、三司会審の手續を経て皇帝に上訴することが確認できるが、ここで重要なことは三司会審が皇帝の側近官的な性格を持つ官司を中心に行われる点である。三司の中では御史台は皇帝の耳目の官として官人の非違の監察糾弾にあたる官司であり、中書舎人は皇帝の秘書官的な性格が強い。これに対して門下省自体は制勅案の審査駁正に当たる官司で本来側近の官司としての性格は弱いが、『大唐六典』卷八門下省侍中には

凡下之通于上、其制有六、一曰奏抄、二曰奏彈、三

曰露布、四曰議、五曰表、六曰狀、(中略)其奏抄露布、侍中審、自余不審、皆審署申覆而施行焉。

(後略)

とあり、門下侍中が審査にあたるのは奏抄・露布のみであり、表は審査の対象とされていない。しかも三司会審に直接参加する給事中は侍従を職掌とし日本令では少納言に当てている官職で皇帝の秘書官的な性格を有している。従つて、三司会審における門下給事中は侍御史・中書舎人と共に皇帝の側近官的な性格を帯びて審理に参加していたと思われる。要するに裁判の各審級を経てなお確定判決にいたらない困難な事件については皇帝の側近官を中心にした慎重な審理を行い、彼らを通じて上表による訴えが確実に皇帝に届くようにすることが制度の主旨であつたといえよう。

これを太政官の裁判の後直ちに上表が許される日本令制と形式的に比較するならば尚書省に於ける裁判の後、三司会審が行われる分だけ官僚機構による裁判審級が多いことになる。しかし、それは裁判に対する皇帝の関与の度合いの低さを意味するのではなく、むしろ側近官を通じて皇帝が積極的に上訴審に関与していることの現れと理解すべきである。またこれに関連して注意すべきこ

とは唐制では尚書省の裁判に不服で皇帝に上表して訴える場合、その上表の手續には尚書省自体は関与してないということである。

これらの点を踏まえた上で再度日本の制度を見るとどうであろうか。前掲の公式令訴訟条では太政官に至って「不理」の場合、直ちに上表しうると定めており、唐制の三司会審に相当する段階は置かれていない。また上表受理の手續については唐制では公式令陳意見条に明文があるが、これに対応する養老公式令陳意見条の条文は

凡有_レ事陳_二意見_一。欲_二封進_一者。即任封上。少納言受得奏聞。不_レ須_二開看_一。若告_二言官人害政_一。及有_二抑屈_一者。彈正受推。当理奏聞。不_レ当_二理者彈之_一。

というものである。ここでは意見封事は少納言が受理して開看せずに上奏するものとし、官人の害政抑屈を告訴するものである場合のみ彈正台が受推し、正当なものであれば奏聞すると定めるが、その他のことには触れていない。唐令とは異なり、この条文からは裁判上の上表の取り扱いに関する具体的な手續は不明である。強いていえば官人の害政抑屈を告発するものは彈正台が受推すると定める部分が唐令での三司が上表を受理して内容が官人の害政抑屈に関するものであれば奏聞するという部分

に対応しているともいえる。しかし唐令では密封のまま奏する意見封事の上表と訴訟の上表を区別した上で、後者について上表文を受理するのが三司官人であることを定めているのに対して、日本令は基本的に政治に関わる意見封進の取り扱いのみを定めるものであつて、自己一身に関わる訴訟を内容とする上表の受理方法については触れていないのである。⁽¹⁾つまり同条は基本的に意見封事の上表についてのみ規定しており、特にその内容が官人の害政抑屈を訴えるものである場合には彈正台に付して推断させるというに過ぎないのである。とすると意見封進は官人の害政抑屈を訴えるものを除き、少納言が開披せずに天皇に上奏するとあるが、その内容が政治上の意見であるのか、それとも官人の害政抑屈を訴えるものであるのかを誰がどのようにして判断するのかという疑問も湧いてくる。

そこでこの問題についての『令集解』の注釈を参照すると公式令陳意見条集解の「凡有事陳意見」の注に、

古記云。(中略)問。欲_二封進_一者。即任封。未_レ知。

所進。答。進_二朝廷_一。其密封進者。於_二太政官曹司_一

案量。唯官人害政及有_二抑屈_一者。申_二彈正台_一。

とみえ、古記は朝廷に進上された意見封事は太政官が案

量してその内容が官人の害政抑屈に関するものであれば彈正台に送って推斷させると解している。これによれば少なくとも大宝令制下においては政治上の意見を述べるための上表は太政官がその取り扱いを決定していたことになる。次に同条の「若告言官人害政。及有抑屈者。彈正受推」の注をみると

跡云。官人害政抑屈。謂當封上之日。問其狀。申云。有_レ害政抑屈者。不_レ奏而遣_レ台令_レ申耳。朱云。額異。(中略)額云。告_二言官人害政_一以下文。不_レ預_二意見事_一。只可_レ申_二太政官者_一。

とある。跡記は陳意見条を意見封事に関する規定と理解した上で、その内容を上表文を提出した本人に問うて、官人の害政抑屈を訴えるものであれば、奏せずして彈正台に送って推斷させるとし、額説は官人の害政抑屈を訴えるものは当該条にいう意見ではないから太政官が取り扱うとしていのである。跡記のように解すると少納言が封事の内容を問うことになるがそのように解する説は『令集解』の他の注にはみられない。また額説は唐令の説明としては適切であるが、日本令では意見封事と訴訟の上表を区別して規定していないので直ちにそのように解釈しうるかどうか疑わしい。これらに比べて次に掲げ

る令釈の注はかなり具体的である。

釈云。或云。其告_二言官人害政及有_二抑屈者_一。謂不_レ涉_二意見之事也_一。此別發陳_二他事者_一非也何。唐令云。有_レ事陳_二意見_一。非_レ為_レ訴訟身事。欲_二封進者_一。並任封上。舍人受得即奏。不_レ須_二開看_一。其上表訴者。每日令_二御史一人_一。共_二給事中_一。々書舍人_一對受。若告_二言官人害政_一。及有_二抑屈者_一奏聞。自外依_二常法_一者。今案_レ文。陳_二意見_一中。可_二為_レ有_レ訴訟身事_一。又上表訴中。可_レ有_二害政及抑屈_一。故檢_二衛禁律_一。官人害政抑屈。須_レ申_二於官_一。然後條。為_レ有_レ越_レ関事申_二一官_一。此雖_レ申_レ官。而官受即付_二彈正_一。令_レ推耳。

(後略)

令釈は或説を引く形で注釈を加えているが、そのいわんとするところは次のようなものであろう。

官人の害政抑屈を告発することは陳意見条にいう(政治上の)意見の申上とは異なる。政事とは異なる別事を陳意見条の上表によって陳べることはできないのであろうか。

唐令によれば、自己一身に関わる訴訟に非ずして意見を述べる場合には封進が許され中書舍人が受けて開看せずに上奏するが、訴訟上の上表は侍御史、

給事中、中書舎人の三司がともに受理し、その内容が官人の害政抑屈を訴えるものであれば奏聞し、以外は常法により裁くとされる。

この文を案ずるならば、意見を陳べる中に一身に関わる訴えをなすものもあり得るし、訴訟上の上表において害政抑屈を訴えるものもあり得る。そこで衛禁律を案検すると官人の害政抑屈は太政官に申すべしとされている。ただ衛禁律では関を越える際に違法行為があれば太政官に申すとしているが、(公式令陳意見条に官人の害政抑屈は彈正台が推断することから) 実際には太政官からさらに彈正台に付して推断せしめることになる。

ちなみに令釈の引く衛禁律とは衛禁律私度関条の凡私度関者。徒一年。(中略) 即被枉徒罪以上。抑屈不申。及使人覆訖。不与理者。聽於近関国郡具状申訴。所在官司。即准状申太政官。仍遞送至京。

(後略)

とする規定である。同条は違法に関を越える者を処罰するための規定であるが、その中で徒以上の罪に枉げて断ぜられた者が官司に抑屈妨害されて上訴できず、覆囚使によつても再審されない場合、関に近い国郡に訴え出る

ことが許され、その国郡の官司はその状を太政官に申上し、訴え出た者の身柄は京に送らなければならないとしている。従つて、令釈の場合、官人の害政抑屈に関する訴えを内容とする公式令陳意見条の上表はまず太政官を経由した後彈正台に付して推断すると解していることになる。令釈がさらに進んで公式令訴訟条にいう訴訟上の上表も太政官を経由すると解しているのかどうかまでは判然としないが、唐令を引用していることからみると訴訟上の上表も太政官を経由すると解している可能性も否定しきれない。もしそうであるならば唐制の尚書省が上表による上訴の段階では手續に關与していないことと大きく異なってくる。

この問題をめぐつては官人の害政抑屈の告発を内容とする上表の取り扱いについての古記の注釈が参考になる。公式令陳意見条の本文では官人の害政抑屈を訴えるものであれば彈正台に付して推断せしめよとし、前掲の古記や令釈も太政官を経由して彈正台に付して推断すると解しているが、右の令釈に続く部分では古記は先とは違つて

古記云。抑屈者。被_二枉断_一也。害政者。非法聚斂也。今行事。弁受推之。

としており、官人の害政抑屈については太政官が直接受理して推断するのが「今行事」であるとしている。唐制では陳意見条による上表の処理には尚書省は関与せず、皇帝の側近官を中心とする三司が受理するものとされており、その三司にしても官人の害政抑屈に関するものであれば上表を受理するのみで審理は行わず直ちに皇帝に奏聞する。これに比べると日本の場合、太政官の関与度がかかなり高いとみて差し支えあるまい。

この点を公式令訴訟条の集解についてみるとどうであろうか。先述の如く公式令訴訟条本文では太政官に至って「不理」である場合上表しうるとするのみで上表に関する具体的な手続については触れていない。ところが同条の集解を見ると、「至太政官不理者。得上表。」の部分の注に

跡云。不理。謂全不理。或理不甘心之類。(中略) 朱云。此上表者中務也。不_レ經_レ官耳。

とあり、朱記は訴訟条にいう上表は中務省が取り扱い、太政官を経由しないと解しているのである。令集解の当該条ではほかにこの問題について触れた注釈はみられない。そこで上表の取り扱い一般に関する他の令条を参照すると、職員令中務省条の中務卿の職掌を規定する中に

「受納上表」が置かれている。そして同条の義解をみると、

謂。凡上表者。不_レ由_二太政官_一。直向_二中務省_一。々受取奏_二進至尊_一也。

とあり、上表は太政官を経由することなく中務省から直接天皇に奏進されるとしている。これを見る限りでは訴訟条にいう上表の場合も太政官は関与しないと解さざるを得ないかのようである。⁽²⁾

しかし『令集解』の諸説を参酌すると一方で上表は太政官を経由すると解する説も存在している。例えば職員令中務省条の跡記は次のように注している。

跡云。受_二納上表_一。謂五位以上致仕。又至_二太政官_一。不理者得_二上表_一。又律令不_レ便。至_レ闕而上表等。如_レ此之類。皆先由_二太政官_一。官召_二中務_一。奏而收置也。

前掲の公式令訴訟条の跡記とは異なり、ここでの跡記は五位以上の致仕や律令に不便ある場合のみならず訴訟が太政官に至って「不理」である場合も含めて、上表は先ず太政官を経由し、太政官が中務省官人を召して上奏せしめ上表文を収置するとしている。跡記の解釈は義解のそれと正面から対立しているが、このように異なる解釈

が生じた原因は大宝令制下に於ける令文と現実の乖離にあると思われる。次に掲げる職員令中務省条の令釈の説がその間の事情を物語っている⁽³⁾。

釈云。選叙令。官人年七十以上。聴致仕。五位以上表。(中略)又公式令。訴訟從下始条云。至太政官不理者。得上表。又職制律稱律令不便於時一条云。詣闕上表者不坐。如此之類經中務。經中務而先由太政官後經中務上表。但公式令云。有事陳意見欲封進者。即任封上。少納言受得奏聞。并諸条中。申官奏聞等之色。經官奏耳。為非上表。故云。擧公式令。至太政官不理者得上表。故知。上表。直進中務不申太政官。官判依先説。

文末に「官判依先説」とあることからみて令釈は官判を引用して注釈を施しているが、官判の全文は引用されておらず、意味がとりにくい。しかし基本的には令釈は上表受理の手續に関する二つの説を挙げた上で官判が一方の説を採用していることを擧り所に断を下しているとみなしうる。

そうした前提によって文意をとると、まず第一説は選叙令の五位以上の致仕の上表や公式令訴訟条にいう太政

官において不理の場合の上訴の上表、及び職制律に規定する律令に不便あつて改正を求める上表は中務省が受理するが、その手續を詳細に言えば中務省に提出された上表文は先ず太政官を経由しその後中務省から天皇へ上奏するというものである。次に第二説は公式令陳意見条の意見封進は少納言が受けて奏聞するとされており、その他の条文においても「申官奏聞」とあるものは上表の扱いではないから太政官を経由するが、公式令訴訟条の上表は「上表」であるがゆえに太政官を経由せず直接中務省に申上されると解する。

結局、令釈は右の二つの説の中で官判は「先説」即ち第一説を採用しているというのである。この官判の原文や発令年月日は明らかではないが、大宝令制下のものと思われる。ちなみに令釈に続く穴記に次のように見える。

穴云。受納上表。謂。凡諸上表皆悉入中務。不_レ合_レ由太政官。故異官判。云先經_レ官者。旧令情耳。

穴記自体は諸々の上表はすべて太政官を経由せず、直接中務省が受理すると解しているが、ただそのような考へは官判とは異なるとし、上表は先ず太政官を経由するという官判の内容は「旧令ノ情」であるとするので、こ

れによつて官判が大宝令制下のものであることが確かめられる。⁽⁴⁾

このようにしてみると義解のように上表は中務省が受理すべきものとするのは令文に忠実な解釈ではあるが、少なくとも大宝令制下においては裁判上の上訴としての上表は太政官を経由していたと考えられる。また養老令制下においても跡記のように上表は太政官を経由すると解するものがあり、令釈も二系統の解釈を掲げながら最終的には官判の説を引くことなどからみて、実態としては上表は太政官を経由していた可能性が高い。

尚、大宝令制下において上表が太政官を経由すべき事は官判によつていのであるから現実に制度化されていたことになるが、ことが詔勅ではなく官判によつていことは留意しておく必要がある。官判は六国史などに見える太政官処分と同一の性格を持つ法令の成立様式を示す表記であつて、六国史などにみえる太政官処分型の法令の特質は奉勅を経ることなく太政官の議政官組織の決裁のみで定立されるところにあるとされる。⁽⁵⁾ 裁判上太政官の審理判決に不服な当事者が天皇に上表して訴えようとする場合に、その上表文が太政官を経由しなければならぬこと、またそのような制度が太政官自身の決裁に

よつて実現したことは唐制とは異なるあり方として注目すべきである。ただ上表が太政官を経由するといつてもそこで太政官自身による実質的な審理が行われたどうかは定かでない。太政官において不理であるものを太政官自体が審理するということはいかにも不自然であるから内容に踏み込んだ審理は行われなかつたとみることもできそうである。しかし上表が太政官を経由しなければならなかつたということはそれ自体制度上大きな意味を持つていと思われ⁽⁶⁾る。

そのことは天皇に対する直訴の可否の問題と重ね合わせてみるとより明確になるので次に章を改めて直訴制について検討することにした。

二 直訴制度に関する日唐の差異

前章で日唐の公式令訴訟条を比較した際、簡単に触れたが、皇帝に対する直訴制度においても日唐間には大きな差異が認められる。まず唐公式令の訴訟条（『唐令拾遺補』公式令四〇）を再び掲げると次の如くである。

諸諸辞訴、皆從下始。先由本司本貫、或路遠而躡礙者、随近官司断決之。即不伏、当請給不理状、至尚書省、左右丞為申詳之。又不伏、復給不理状、經三

司陳訴、又不伏者上表。受表者又不達、聽撾登聞鼓。若惇独老幼、不能自申者、乃立肺石之下。(若身在禁繫者、親識代立焉。立於石者、左監門衛奏聞。撾於鼓者、右監門衛奏聞。)

前章では三司会審を経てなお不服である場合に皇帝に上訴しうると規定する部分を取り上げ、陳意見条にみえる具体的手続との関連で日唐の差異を検討したのであるが、実は訴訟条ではこれに続けて当事者が皇帝に上表して訴えようとしてそれが妨げられた場合、別の方法で皇帝に直訴することが認められている。具体的にいえば、上表文を官司が抑留して上聞に達しない場合、登聞鼓を打つて皇帝に知らせることができ、惇独老幼にして自ら申上することができないものは肺石の下に立って訴えることが許される。

このような直訴制度は中国では儒教的な徳治主義の観点によって古くから認められており、『周礼』夏官、大僕の職掌に「路鼓大寢外建掌其政、以達窮者云々」とあって鼓声によって直訴を受けたことが見え、同秋官大司寇に「以肺石達窮民。」とある。⁽⁷⁾登聞鼓や肺石の制度は古くは南北朝時代にその制度が行われていたことが知られ、隋唐を経て明清時代までその実施が認められる。

『旧唐書』卷百五十五、穆寧伝附穆賛伝には唐代の実例がみられる。

(穆賛) 転侍御史(中略) 盧岳妾裴氏以有子岳妻分財不及訴於官。賛鞠其事。御史中丞盧侶佐之令深繩裴罪。賛持平不許。宰臣竇参与侶善。参侶俱持權怒賛以小事不受指使。遂下賛獄。侍御史杜倫希其意誣賛受裴之金。鞭其使以成其獄甚急。賛弟賞馳詣闕撾登聞鼓。詔三司使覆理無驗。出為郴州刺史。参敗微拜刑部郎中。

右は穆賛が侍御史の任にあった時の事件である。盧岳なる者の分財を巡ってその妻と妾裴氏の間に争いが起きて裁判となった際、御史中丞の盧侶佐は裴氏を有罪とすべく画策したが、賛が公平を持して許さなかったため、時の権臣竇参を動かして賛を獄に下した。同じく侍御史であった杜倫がその意を迎えて賛が裴から賄賂を受けたと誣告したので鞠獄は急を告げたが、賛の弟賞が宮闕に駆け入って登聞鼓を打って直訴し、三司の覆審によって冤罪を免れることができたのである。このように唐代には公式令に定められた直訴制が実際に行われているのであるが、直訴制については令のみならず律にも規定がある。唐闕訟律邀車駕鼓訴事条には

諸邀車駕及搥登聞鼓。若上表。以身事自理訴而不実者。杖八十。(後略)

とある。行幸途次の皇帝に直訴することや登聞鼓を打つての直訴、あるいは上表によって訴えをなす者でその内容が不実であつた場合の処罰を定めるが、当然ながら真実であれば直訴は適法なものとして認められる。

ところでこのような直訴制度は通常の裁判審級における越訴の禁止の例外をなす特殊な性格を有している。唐闘訟律越訴条は

諸越訴及受者。各答四十。若応合為受推。抑而不受者。答五十。三條加一等。十條杖九十。即邀車駕。

及搥登聞鼓。若上表訴。而主司不即受者。加罪一等。

其邀車駕訴。而入部伍内。杖六十。

と定め、原則として越訴行為及び官人が越訴を受理することを禁じている。そして一方では受理すべき適法な訴えを官人が抑留した場合にはこれを罰するものとし、特に行幸途次の皇帝に直訴することや登聞鼓を打つての直訴、あるいは上表による訴えを阻止した場合には刑を加重するものと規定しているのである。

このように唐制では律・令の双方にわたって皇帝に対する直訴制度の存在が認められるが、日本では少なくとも

も律令の規定上では直訴制度の存在を確認することができない。前掲の如く公式令訴訟条の条文は

凡訴訟皆從_レ下始。各經_二前人本司本屬_一。若路遠及事礙者、經_二隨近官司_一斷之。斷訖訴人不_レ服、欲_二上訴_一者、請_二不理狀_一、以_レ次上陳。若經_二三日_一内不_レ給、聽_二訴人錄_一不_レ給官司姓名_一以_レ訴_上。官司准_二其訴狀_一、即下_二推不_レ給所由_一、然後斷決。至_二太政官_一不_レ理者、得_二上表_一。

というものであり、唐公式令の当該条と比較すると天皇に対する直訴について何ら規定されていないことが明らかである。律も同様で、前掲の唐闘訟律邀車駕越訴条に対応する養老闘訟律越訴条は次の如く定める。

凡越訴者。答四十。可受抑不受答五十。三條加一等。

唐律と比較すると越訴及びその受理を禁止するのみで、天皇への直訴に関しては触れられていない。次に唐闘訟律邀車駕鼓訴事条との比較でいえば現存する養老律写本では当該条は存在しないのである。このことについては写本の脱落という可能性も全く否定はできないのである(8)。一般に条文の存否不明とされている。しかし、越訴条と一括して理解するならば日本では唐律の継受に際して皇帝への直訴に関する部分を殊更に排除したとみてよいの

ではなからうか。公式令訴訟条においても同様であることなどを考えあわせると、日本では少なくとも制度上は天皇への直訴を認めていなかったと解さざるをえないのである。

もつとも律令条文以外で直訴制度に関する史料が全く存在しないわけではなく、『日本書紀』大化元年八月庚子は日条に直訴制度の設置に関する記事が見いだされる。

設鍾匱於朝、而詔曰、若憂訴之人、有伴造者、其伴造、先勘当而奏。有尊長者、其尊長先勘当而奏。若其伴造尊長、不審所訴、収牒納匱、以其罪々之。其収牒者、昧旦執牒、奏於内裏。朕題年月、便示群卿。或懈怠不理、或阿党有曲訴者、可以撞鐘。由是、懸鐘置匱於朝。天下之民、咸知朕意。

有名な大化の鍾匱の制で、大化の新政府が朝廷への直訴を認めたものである。詔では裁判については当事者の伴造や氏の尊長がまず審理してその結果を奏すべきで、伴造・尊長が審理せずに牒を匱に入れた場合は処罰されること、回収した牒は天皇が目を通して群卿に審査させるが、群卿の怠慢によって審理されなかったり、訴えを枉げられた場合には天皇に知らしめるために訴人が朝廷に

懸けた鐘を撞くことができるとしている。

ところで鍾匱の制については大化二年二月戊申条にも次のような記事がみえている。

天皇幸宮東門。使蘇我右大臣詔曰、(中略)朕聞、明哲之御民者、懸鐘於闕、而觀百姓之憂、作屋於衢、而聽路行之謗。雖芻蕘之説、親問為師。由是、朕前下詔曰、古之治天下、朝有進善之旌、誹謗之木。所以通治道、而來諫者也。皆所以廣詢于下也。管子曰、黃帝立明堂之議者、上觀於賢也。(中略)此故聖帝明王所以有而勿失、得而勿亡也。所以、懸鐘設匱、擇収表人。使憂諫人、納表于匱。詔収表人、每旦奏請。朕得奏請、仍示群卿、便使勘当。庶無留滯。如群卿等、或懈怠不勤、或阿党比周、朕復不肯聽諫、憂訴之人、当可撞鐘。詔已如此。既有民明直心、懷国土之風、切諫陳疏、納於設置。故今顯示集在黎民。其表稱、縁奉國政、到於京民、官留使於雜役、云々。朕猶以之傷惻。(中略)故隨所諫之言、罷処々之雜役。昔詔曰、諫者題名。而不隨詔。今者、自非求利、而將助國。不言題不、諫朕廢忘。

所功氏は元年詔と二年詔を比較検討した上で、詔の本来の意図からいえば元年詔はこれまで伴造や尊長が専決していた裁判を朝廷に報告させることによってその監督下におこうとしたものであり、一年詔は「切諫」を「表」にして置に収めるというのであるから国政に関する意見封進制度の起源とみなしうるものであるとされた。確かに二年詔では実例として表による訴えを取り上げて国役のために上京してきた民を官司が使役することを禁じているから、両詔を通じてみるならば鍾置の制の主眼は国政に関して朝廷への直諫を認めるところにあったと思われる。しかし所氏も認められるように二年二月条には

又詔、集在國民、所訴多在。今將解理。諦聽所宣。其欲決疑、入京朝集者、且莫退散、聚侍於朝。

とみえるので伴造尊長による裁判に不服な者が朝廷に上訴することを認める側面があったことも否定し得ない。このような制度は内容からみて唐制の登聞鼓や肺石の制の影響を受けていると考えられるが、だとすると大化改新当時に一旦導入された中国的な直訴制度がその後の日本律令の制定過程で排除されたとみなさざるを得まい。

もちろん律令法文に規定はなくとも現実には何らかの形で直訴制度が存続していた可能性も考えられなくはない。しかしこの点についてもやはり否定的に考えざるをえないのである。『続日本紀』天平神護二年五月戊午条に次のような記事がみられる。

大納言正三位吉備朝臣真備奏。樹二柱於中壬生門西。其一題曰。凡被官司抑屈者。宜至此下。一。申訴。其一曰。百姓有冤枉者。宜至此下。一。申訴。並令彈正台受其訴狀。

時の大納言吉備真備が上奏して、平城宮の中壬生門の西に二本の柱を立て、一本には官司に抑屈された者がその柱の下に至って申訴しうることを記し、もう一本には百姓にして冤罪枉法を蒙った者はこの柱の下に至って申訴すべきことを題記し、訴える者があれば彈正台をして訴状を受理せしむべきことを献策したものである。彈正台が受理するとあるのみで天皇の関与については何ら触れていないが、元々官人の害政抑屈については公式令陳意見条によって上表して訴えれば彈正台へ送って推断するものとされているから、真備の奏言の主旨は中壬生門に立つて官僚機構の非法を直訴すれば監察の官である彈正台が天皇に代わって直接これを糺すというところにあつた。

たと思われる。

ところで、もし大化の鍾匱の制が何らかの形で奈良時代まで存続していたのならばこのような直訴制度を改めて設ける必要はないのではなからうか。むしろ律令制の確立過程で鍾匱の制は廃止され天皇への直訴も原則として認められなくなっていたためにこの時期に新たな直訴制度の設置が計画されたのであろう。真備がこのような唐制に類似する制度の設置を提言したのは自らの入唐経験に基づくものと推測される。

もつともここでの直訴制度も直接には彈正台による受理を提言するのみで唐制のように官僚機構を通さず直接皇帝に直訴することを認めるものではない。また中壬生門は平城宮南面東門で二条大路に面しているから庶人の訴えには至便であったが、これだと内裏や朝堂空間の外に直訴の場が設けられていたことになる。⁽¹⁰⁾これに比して唐では東朝堂の前に肺石、西朝堂の前に登聞鼓が設けられており、朝政の空間に直訴の場があった。

やはり律令の規定が示すように日本では天皇への直訴は原則として認められず、上訴制度の一環として天皇への訴えを認める場合にも太政官を経由していたとみなすべきであらう。

平安期の史料であるが、『日本三代実録』仁和元年七月十九日条に

近江國檢非違使權主典前犬上郡大領從七位上犬上春吉。向_二太政官_一。愁_三訴權醫師犬上郡少初位下神人氏岳_二奸盜官物_一。於是。遣_下少判事從六位上藤原朝臣棟景。少屬從七位上讚岐朝臣勝雄等。推_中問事_上。とみえ、近江国犬上郡の前大領犬上春吉が同郡の人神人氏岳の官物盗用を太政官に至って訴えたため、少判事藤原棟景等を遣わして推問させている。このように地方の官吏や百姓が都に出て太政官に直接訴えをなすことは九世紀末から史料に表れ、延喜十四(九一四)年には三善清行が意見封事十二箇条の中で諸国少吏・百姓の告言訴訟による朝使の差遣を停止するよう求めている。しかし十世紀半ば以降こうした訴えはかえって激しくなった。これらは受領の支配強化に反発する在地の動きを示すもので国司苛政上訴として一括して理解されている。⁽¹¹⁾尾張国の郡司百姓等が国司藤原元命の苛政非法を太政官に訴えた事件はその代表的なものであろう。そのような訴訟形態の中で直訴制度との関連で注目されるのは都へ出て朝廷に訴えをなす者が陽明門の前に立つという慣例の存在である。

『百練抄』永延元（九八七）年九月七日程に

伊勢太神宮神人数十人、奉持神、参陽明門、訴
申國司清邦、

とみえ、伊勢大神宮の神人が神を奉持して陽明門に参り
國司を訴えている。陽明門は内裏や太政官庁、近衛府に
近く、行幸の出入口となり、官人の参入退出の門でも
あつたため官司に直接訴えようとする人間が参集するよ
うになつたのであらう。「陽明門に立つ」、あるいは「公
門に立つ」といった表現で百姓や神人による直訴の例が
記録に現れるので、十一世紀初めには陽明門における直
訴が慣例として認められていたようである。⁽¹²⁾

『小右記』によれば寛仁三年六月丹波国氷上郡の百姓
が国守藤原頼任の非法を訴える愁状を陽明門に掲げんと
したところ、頼任の意を受けた皇太后宮の下部が彼らを
捕縛しようとしたため、百姓十数人が外記局や近衛陣へ
逃げ込み、陽明門外に武装した兵士を配する騒ぎとなつ
た。結局、頼任は道長・頼道父子によつて勘当され、百
姓等の愁状が受理されて⁽¹³⁾いる。道長によるこのような処
分のあり方をみるとこの時期には陽明門を場とする百姓
の直訴行為が越訴禁止の例外として認められていたこと
が推測しうる。

佐藤宗諱氏は国司苛政上訴の例を克明に検討されその
性格を明らかにされたが、その中でこのような形で直
訴は公式令陳意見条を根拠とするもので越訴を認めたも
のではないとの理解を示された。⁽¹⁴⁾確かに国司の非法を訴
えることは内容からいって陳意見条という官人の害政抑
屈を訴えることに合致する。しかし、公式令陳意見条に
よる意見の上表は基本的には自己の利害と直接関係のな
い政治上の意見を述べるためのものであり、例外的に官
人の害政抑屈を訴える場合でも彈正台に付して推断させ
ることがはじめから明文で認められている。訴人が陽明
門に立つて往來の官人に直訴するという非常の手段に訴
えなければならなかつた点を重視するならば、百姓がや
むを得ない事情の下で律令の禁止する越訴の手段に訴え
たとみるのが実情に近いのではないだろうか。公式令訴
訟条により⁽¹⁵⁾訴訟はまず郡衙へ、次に国衙に訴え出、しか
る後に太政官へ上訴するのが原則である。ところが国司
の非法を糾弾する場合にその国司の管轄する国衙へ訴え
出るといったことは現実的ではない。それゆえに国衙を
介さずに直接太政官へ越訴を企てたのであらう。政府と
しても国司の非法は国家の地方支配、地方官統制の根幹
に関わる問題であるためにこのような直訴を認めざるを

えなかつたのだと思われる。

『朝野群載』卷第五朝儀下に載せる康和二年八月二十三日宣旨に

園城寺僧綱以下。参来公門。為企越奏。雲集之由。風聞已成。嚴制之旨。先後稠疊。早任天德二年。延久二年符。停止参集。但愁緒不_レ休。可_二奏聞_一者。宜_下勒_二解狀_一付_レ官言上_上。

とあり、ここでは園城寺の僧綱らが公門（陽明門）に雲集して越奏することを禁じている。また園城寺僧の直訴の禁止はこれ以前に天德二年、延久二年に官符によって禁止されていたことも知られる。このような行為を宣旨が「越奏」としていることは注目される。文中で奏聞すべきことがあれば解狀を作成し、太政官に付して言上すべしとしているから、陽明門における直訴の行為は令制本来の上申経路を経由しない越訴とみなされていたことが知られる。百姓が愁狀を捧げて陽明門に立った場合、右の宣旨にみるように数を頼んで強訴する類のものは禁じられたが、正当なものであれば太政官成員の判断によつて直訴が受理されることが多く、一定の慣例となつていたのであろう。

ところでこのような陽明門における百姓の直訴は誰を

対象とするものであつたのか。陳意見条による官人の害政抑屈の告発は上表によつてなすことができるから、そのことからすれば天皇への直訴を目的としていたともいえる。實際、陽明門内には近衛府があるので、唐制が登聞鼓、肺石による直訴は監門衛が受けて皇帝に伝えられていることを範にとれば、近衛官人が直訴状を受け取つて天皇へ達したことも考えられないではない。しかし、現実にはこの時期にも天皇に対する直訴は禁じられていた。『春記』長暦四年十月二十二日条に次のような記事がみられる。

今夕行幸間、於東院東大路与神解小路辺、宇佐宮下部、（月来訴人也、件愁人被取申文已了、但未有裁許、愁元命者也、）一人著衣冠進寄御輿右方、挙音致訴訟之間、希有之事也、為右将等不追却、不覚者等也、予令追却了、須搦捕也、然而行幸所之間、左右有憚之故不令搦也、事尤非常也、先蒙罪歟、又右将等不追却事、追可被勸仰也、尤有其恐也、返々不便事也、関白今夜被問仰此由、予具申達子細、命云、非常々々又非常也、右将等極愚者也、予高名無極云々、

東院東大路において行幸の列に宇佐宮の下部らが音声を

挙げて直訴した事件で春記の記主藤原資房はこれらを追却せしめ「事尤非常也」と憤っている。行幸の列が混乱することを恐れてあえて逮捕はしなかったといっているから、下部らの行為は犯罪とみなされていたのである。

報告を受けた関白藤原頼道も「非常々々、又非常也」と感想を漏らしている。この記事からは摂関期の貴族が天皇に対する直訴を全くありうべからざるものとみなしていたことが窺われる。唐制が明文を以て行幸中の皇帝に対する直訴を認めていることと比較するならば実に対照的である。このことから推すならばやはり陽明門における直訴行為も天皇を対象とするものではなく太政官の裁定を求めるものであったとみるべきであろう。ちなみに著名な永延二年の尾張国郡司百姓等解文の書出しは

尾張国郡司百姓等解申請官裁事

請被裁断、当国守藤原朝臣元命、三箇年内責取非法

官物、并濫行横法三十一箇条愁状

としており、公式令に規定する解の様式によって太政官裁を請うている。国司苛政上訴はあくまで太政官の裁定を求めることが目的であって、ただ手段の上で陽明門に立って直訴する場合があったというに過ぎないといえる。官人の出入りする大内裏の門に立って訴えたのは太政官

の議政官組織を構成する上級貴族による訴訟の受理を願うてのことであつたと思われる。

いずれにしても本章での考察の結果によれば日本では奈良・平安時代を通じて天皇に対する直訴は制度上認められていなかったとみなして差し支えあるまい。

おわりに

以上、二章にわたって律令裁判制度における天皇と太政官の位置付けについて考察してきた。第一章では公式令の定める上表による天皇への上訴手続に太政官が関与していたことを明らかにし、第二章では天皇に対する裁判審級を越えた直訴が制度上認められていなかったことを確かめた。これらはいずれも唐制に比べて日本の太政官が司法制度上より大きな権限を有していたことを示している。

太政官が実際の裁判においてどこまで具体的な審理を行ったのかは本稿では十分に検討することができなかったが、仮に上表による上訴について太政官が具体的な審理を行っていなかったとしても、上表文が太政官を経由しなければ天皇に到達しなかったという点だけで直接⁽¹⁶⁾皇帝に上表しうる唐制とは大きく異なっている。別稿で指

摘したように獄令の定める国や刑部省の流・死の判決に対する覆審は太政官を中心に行われており、尚書省六部の一つである刑部が覆審を行う唐制に比べて太政官の権限が大きくなっていた。本稿での考察と併せるならば日本では裁判制度の審級制の上で太政官に広範な権限が付与されていたとみなすことができよう。

そして、このことは直訴制における天皇の位置付けによつてさらに確かなものとなる。単純にみれば天皇への直訴を禁じたことは天皇の裁判権を抑制し、相対的に太政官のそれを強化することになるからである。ちなみに獄令⁽¹⁷⁾では流・死の重罪は太政官の判決後、天皇の裁可を経なければ刑の執行を行えないとしており、天皇の最終的な裁判権は確保されている。この点は上訴制においても同様で上表文が太政官を経由するといつても最終的に裁決を行うのは天皇である。これに対して天皇への直訴の禁止は形式的には天皇を裁判過程から排除することになるので、その意味するところは覆審制や上訴制の場合に比してはるかに大きい。もちろんこれによつて裁判権が君主たる天皇の大権事項に属するという原則自体が否定されるわけではないが、少なくとも裁判手続上においては太政官が実質的な最終裁判所として位置付けられ

ていたとみなすことが可能である。

もつともそのような制度の創設が天皇権力の抑制という明確な意図の下になされたものであるかどうかは議論の余地がある。むしろ天皇制が内包する王権の本来の性格に由来している面があるのではなからうか。

近年盛んな都城制研究の成果を概括すると、推古朝の小墾田宮では公的な儀式の際に天皇(大王)は内廷にあり、外廷に出て百官や外国使臣の前に姿を現すことはなかったが、大化改新後の難波宮を画期として内廷と外廷が結合し、藤原宮において大極殿が完成してからのち天皇が大極殿に出御して直接百官に命を発する中国的な制度へ移行したとされる。一方、大化前代の王権の性格を考える上で参考になるのは魏志倭人伝にみえる卑弥呼の場合であるが、吉村武彦氏は卑弥呼が王となつてから人前に姿を現さない点について女性シャーマンとしての聖性に基づくものではなく、倭国王たる卑弥呼が原始王制に共通する「見えない王」⁽¹⁸⁾としての属性を有していたためであるとされている。おそらくこのような古代王権の性格は律令制成立の前後や日中の差といった基準で単純に区別できるものではなく時代を超えて内在的に継承されていくものであろう。

仁藤敦史氏によれば令制下の天皇行幸は制度的には中国皇帝の行幸を範としているが、中国の鹵簿令に相当する行幸規定を欠くなど両者の間にはかなりの相違がみられるし、性格的にも天皇行幸は大化前代の大王行幸の系譜を引いているとされる⁽¹⁹⁾。また平安時代に天皇の地方行幸がみられなくなるのは大王としての性格を脱却し律令国家の君主として地位の絶対化に成功したためとされる⁽²⁰⁾が、視点を変えればこれにより天皇は地方の首長や民衆にとつては「見えない王」になってしまったといえる⁽²¹⁾。早川庄八氏はこのような一般の人民に対して素顔をみせないがゆえの天皇の神秘性なるものは平安時代に端を発している⁽²²⁾とされた。そうしたとらえ方は基本的には妥当なものと考えるが、個々の制度についてみれば変化の画期には差があるのではないだろうか。

裁判制度の場合、鍾匱の制にみられるように律令制の成立過程の当初においては中国的な皇帝への直訴制度を導入したが、律令法典編纂の段階では早くも天皇への直訴が禁止されている。所功氏は鍾匱の制廃止の理由について国政に対する直諫という本来の使命を離れて私的な不満の告訴に多く利用されるのみで実施後まもなく廃れたためにあらためて律令制の中に採用する意義を認めな

かったのだとされた⁽²³⁾。しかし、鍾匱の制が廃止されたのはその制度が観念的にせよ天皇が民に直接対面する可能性を孕んでいたことが天皇の超越性確保のうえで問題があると判断されたためと推測される。大化元年詔には「朕題年月、便示群卿」とあつて伴造・尊長を通じて朝廷に達した訴えはまず天皇が目を通すことになっている。また鍾匱の制について触れる大化元年・二年の両詔には「訴者可撞鐘」「憂訴之人、当可撞鐘」「顯示集在黎民」などとあつて官人に限らず一般人民による直訴も認められている。鍾匱の制が主眼としていた国政に関する意見の上表制度の方はその後の律令制に採用されているのであるから、問題にされたのはこのような天皇への直訴行為であつたと思われる。ちなみに『日本書紀』天武九年十一月戊寅条には

詔百官曰、若有下利国家寛百姓之術者、詣闕親申。則詞合於理、立為法則。

とあり、国家に有利にして百姓を寛かにする術があれば闕に詣りて親しく申すべしとしており、国政上の意見を直接朝廷に申上することを許しているが、その対象については「百官」としているから一般の百姓は除外されていたと思われる。同じく天武十年十月庚寅条には

詔曰、大山位以下、小建以上人等、各述意見。

としており、ここでははつきりと大山位以下、小建以上の有位者に限って意見を述べることを命じている。天武朝において意見上申制が官人層に限定して行われていることは示唆的であって、「現人神」観にみられるようなこの時期の天皇の超越性・絶対性確立への志向が成立途上の律令裁判制度に影響した可能性も十分考えられよう。天皇に対する直訴禁止の理由についてはなお深く検討する必要があるし、太政官裁判の実態についても今後明らかにしていく必要があるが、それらについては他日を期することとし、ひとまず擱筆したい。大方の御叱正を賜れば幸いである。

注

- (1) 所 功「意見封進制度の成立」(『皇学館論叢』第一巻 第一号、一九六八年)。また同氏「律令時代における意見封進制度の実態」(『延喜天曆時代の研究』一九六九年、吉川弘文館)では大化から平安中期に至る意見封進の実態について詳細な検討が加えられている。
- (2) 森田悌氏は致仕の表のみならず、現実政治に関わる上表も太政官は関与せず中務省が扱ったので、このようなあり方は唐制の上表が日本の太政官に相当する門下省の審査を受けず中務省官人のみで管掌していたことに対応

しているとされる。同氏「上表と奏状」(『続日本紀研究』二四〇号、一九八五年。のち同氏『日本古代の政治と地方』一九八八年、高科書店所収)。

- (3) 令釈の内容については『律令』(日本思想大系所収。一九七六年、岩波書店)における公式令陳意見条の補注を参照。

- (4) 早川庄八「太政官処分について」(『弥永禎三先生還暦記念会編『日本古代の社会と経済』上巻、一九七八年、吉川弘文館。のち同氏『日本古代の文書と典籍』一九九七年、吉川弘文館所収)。

- (5) 早川氏、前掲注(4)論文。

- (6) 中国では漢の宣帝の代に意見封進制度が創設され、当初は正副二通を作成し一通は尚書省がまず開封して内容の適否を弁別していたが、それでは尚書省官人によって不都合な意見が覆い隠されてしまう恐れがあるために、副封を廃し封事はすべて天子に直奏するよう改正されている(『漢書』列伝三十八、霍光伝。同四十四、魏相伝)。尚、所氏、前掲注(1)論文参照。

- (7) 登聞鼓、肺石による直訴の歴史については夙に東川徳治氏がその著『支那法制史研究』第二編「訟獄」九「登聞鼓」(一九二四年、有斐閣)の中で紹介されている。

- (8) 國學院大學日本文化研究所編『日本律復原の研究』(一九八四年、国書刊行会)所載「日本律復原論考一覧並びに条文索引」参照。

- (9) 所氏、前掲注(1)論文。

- (10) 岸俊男『日本古代宮都の研究』第十四章「難波宮の系

譜」(一九八八年、岩波書店)。佐竹昭『古代王権と恩赦』第三部「赦宥儀礼と宮室の構造」(一九九八年、雄山閣出版)。

- (11) 吉村茂樹『国司制度崩壊に関する研究』(一九五七年、東京大学出版会) 第三編「国司制度崩壊の過程」第一章「国司制度運用の実績」。阿部猛『尾張国解文の研究』(一九七一年、大原新生社)。戸田芳実「平民百姓の地位について」(『ヒストリア』四七号、一九六六年)。佐藤宗諄「撰関政治体制成立の歴史的特質」(『日本史研究』一二四号、一九七二年)。佐藤宗諄『平安前期政治史序説』第二章「百姓愁状の成立と貴族政権」(一九七七年、東京大学出版会) 他。阿部氏の『尾張国解文の研究』には参考史料として平安時代における郡司・百姓等の国司弾劾・襲撃事件および類似の事件に関する史料を列举しており便利である。

- (12) 戸田・坂本・佐藤氏、前掲注(11)論文。

- (13) 『小右記』寛仁三年六月二十日条

丹波州民等從西京来東都之間、於大庭、國司令皇太后宮下部捕擲之間、州民等走逃入外記局、左衛門陣呼叫、太狼藉、陽明門外帶弓箭者等相待州民云々、頭弁經通示送云、昨日勅答使左大將教通卿云々、又云、丹波国百姓立公門訴訟、而國司以騎馬兵追捕、百姓来左衛門陣放呼言云々、

同二十一日条

丹波守頼任来云、依令擲立公門之百姓、入道殿・摂政殿勘当殊重、是慮外事也、所弁太多、到左衛門陣頭・外記

局等放呼言了者十餘人仰檢非違使被召候云々者、但國司所弁似無所避、

- (14) 佐藤氏、前掲注(11)書。

- (15) 公式令訴訟条

凡訴訟。皆從下始。各經前人本司本属。若路遠。及事礙者。經隨近官司斷之。(後略)

- (16) 長谷山彰「日唐裁判手続に関する一考察—獄令郡決条における太政官覆審の意義をめぐって—」(『史学』六五卷一・二号、一九九五年。のち利光三津夫・長谷山彰『新裁判の歴史』一九九七年、成文堂所収)。

- (17) 獄令郡決条

凡犯罪。答罪郡決之。杖罪以上。郡断定送国。覆審訖。徒杖罪。及流宍決杖。若宍贖者。即決配微贖。(本注略) 刑部省及諸国。断流以上若除免官当者。皆連写案。申太政官。按覆理尽申奏。即按覆事有不尽。在外者。遣使就覆。在京者。更就省覆。

- (18) 吉村武彦『古代天皇の誕生』第一章「倭国王の誕生と大和王権」(一九九八年、角川書店)。

- (19) 仁藤敦史「古代王権と行幸」(『黨弘道編』『古代王権と祭儀』一九九〇年、吉川弘文館)。

- (20) 早川庄八「律令国家・王朝国家における天皇」(『日本の社会史』第三卷、一九八七年、岩波書店)。

- (21) 仁藤氏、前掲注(19)論文。

- (22) 早川氏、前掲注(20)論文。

- (23) 所氏、前掲注(1)「意見封進制度の成立」